

第十回国会 建設委員會議録 第十七号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 藥師神谷太郎君
理事 内海 安吉君 理事 田中 角榮君
理事 村瀬 宣親君 理事 前田榮之助君
淺利 三朗君 今村 忠助君
上林山榮吉君 小平 久雄君
瀬戸山三男君 高木吉之助君
高田 弥市君 西村 英一君
三池 信君 中島 茂喜君
福田 繁芳君 増田 連也君
佐々木更三君 池田 峯雄君
寺崎 覺君

出席國務大臣

建設大臣 増田甲子七君
建設事務官 伊藤 大三君
(河川局長) 伊藤 大三君
経済安定事務 今泉 兼寛君
局次長(建設交通)

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君
専門員 田中 義一君

三月二十九日

委員宇田恒君辞任につき、その補欠として高木吉之助君が議長の名で委員に選任された。

三月二十八日

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案(内閣提出第二一九号)

同日

多摩川堤防外地域の砂利採取禁止の請願(栗山長次郎君紹介)(第一五八四号)

第一類第十六号

建設委員會議録第十七号

昭和二十六年三月二十九日

住宅金融公庫法の一部改正に関する請願(金光義邦君紹介)(第一六二二号)

北上川中流の改修工事施行に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一六六九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案(内閣提出第二一九号)

○藥師神谷委員長 これより會議を開きます。

昨日より引続き、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に関する質疑を続行いたします。西村君。

○西村(英)委員 私は前回の委員会で、十五万円未満の小工事につきまして御質問を申し上げたのであります。

が、端的に言いますと、十五万円以下の工事は災害復旧費とみなさない、しかしそれは少くとも今回のこの負担法案が地方財政に適合するようないこととを主眼として考えております関係上、十五万円の工事が連続して起りました場合には、非常に負担力のないような町村については過重な負担になるから、これをもう少し一十五万円を十

万円の程度に切り下げるのが適當ではないか、こういう御質問を私は申し上げたのであります。しかし、それは資料がなくてはいいけないからということ、建設省の方から先般資料を出していただいたようなわけです。ところでその資料を見まして、私はまず、私

の言うことが正しいという自信を得たような次第であります。建設省から御提出になりました昭和二十五年年度十五万円未満災害復旧事業費調べという府県別の調べがありまして、この十五万円未満の災害の調べと、もう一つ標準収入の調べと対比いたしてみますと、標準収入が少いところ十五万円未満の工事が非常に累積いたしておるのであります。たとえばこの災害調べが一億円以上を突破しておる県と申しますと、福島県、栃木県、長野、富山、岐阜、三重、兵庫、徳島、愛媛、福岡、佐賀、大分、鹿児島、こういうような県は、いずれもこの小工事を合

せても一億ないし二億、三億という累積があるものであります。しかしそれらの県は、いずれもまた標準収入から申しますと非常に少ないのであります。もし政府が地方財政に應じてやる。従つてせつかくスライド制をとつて、大いにそこに考慮を拂われたというならば、さらに竿頭一步を進めて、十五万円未満の工事も、その切り方をもう少し低下するのが適當ではなからうかという考えを私は持つておるのであります。これは建設省の方であるかと思ひますが、この調べをつくられた方は、私の言うことをどういうふうにお考えになりますか。数字に基いてひとつ御説明を願ひたいのであります。

○伊藤(大)政府委員 十五万円以下の工事ににつきましては、大体各府県の單獨工事としてやられておる問題を、一応調査いたしました結果、それがお示ししましたように、大体一割程度になつたので、そうしたわけでござい

ます。もちろん一箇所十五万円がございしますが、まあ十五万円以下については、できるだけ国の財政の見地からも考えまして、これは府県並びに市町村において工事をしていたら、それ以上の問題について国として重点的にや

つて行きたい、こういう考えからさういうぐあいになりました。なお一箇所につきましても、これが連続しておる場合とか、二十メートルにわたつておるような場合については、大体これも一箇所の工事として見、場合によりましては二十メートル以上にわたつた場合においてもこれを一箇所と見、できるだけこれを救うという方向に進んでおるわけであります。

○西村(英)委員 ちよつと次長にお尋ねしますが、あなたはこの表によつて徴収と災害を対照してよく御研究になりましたか。私の言うことはもつともだと思ひませんか。

た方がおつくりになつた表に基いて、たとえば地方財政を圧迫するといふことから考えますれば、徳島県のごときは十五万円以下の工事が累積いたしました、三億五千四百万円もある。しかして徳島県の徴収は幾らかといふと、全国で最も低い四億八千八百万円しかない。かくのごとくに徴収の低いところが十五万円以下の工事が累積しておる。それでこの地方財政を大いに考慮してやろうといふことならば、もう少しこれを下げていいのではないか。これを十五万円としたことは、それはどこかで切らなければならぬ、だから小工事を累積すれば、事務上あるいは技術上、数千件あるいは数万件に工事がわたるから、事務的に不可能だから、どこかで切らなければならぬのであつて、地方財政を大いに考慮してやる、つまり貧乏なところを助けてやろうという精神ならば、十五万円をもう少し下の方に引下げることが、ほんとうに貧弱な町村を助けるゆゑになつておるのであります。そういう点につきまして御答弁願ひたい。

○伊藤(大)政府委員 徳島につきましても、実は小工事も相当累積しております。これとともに大工事も相当あるものであります。徳島の補助率というのは二十五年年度におきます分を、計算いたしましたも、相当高額になるのであります。その補助対象といはしますものにおきましては、相当高額の補助を出せることになつておるので

あります。

○伊藤(大)政府委員 十五万円以下の工事ににつきましては、大体各府県の單獨工事としてやられておる問題を、一

応調査いたしました結果、それがお示ししましたように、大体一割程度になつたので、そうしたわけでござい

ます。もちろん一箇所十五万円がございしますが、まあ十五万円以下については、できるだけできるだけ国の財政の見地からも考えまして、これは府県並びに市町村において工事をしていたら、それ以上の問題について国として重点的にや

つて行きたい、こういう考えからさういうぐあいになりました。なお一箇所につきましても、これが連続しておる場合とか、二十メートルにわたつておるような場合については、大体これも一箇所の工事として見、場合によりましては二十メートル以上にわたつた場合においてもこれを一箇所と見、できるだけこれを救うという方向に進んでおるわけであります。

○西村(英)委員 ちよつと次長にお尋ねしますが、あなたはこの表によつて徴収と災害を対照してよく御研究になりましたか。私の言うことはもつともだと思ひませんか。

○伊藤(大)政府委員 県によりましては、実はいろいろとこぼれがあるの

でございしますが、私が申し上げましたのは、国として全体から見まして、災害の総額に比して一割程度、こう申し上げたわけでありまして。

○西村(英)委員 私は總体的のことを言つておるのではない。せつかくあな

た方がおつくりになつた表に基いて、たとえば地方財政を圧迫するといふことから考えますれば、徳島県のごときは十五万円以下の工事が累積いたしました、三億五千四百万円もある。しかして徳島県の徴収は幾らかといふと、全国で最も低い四億八千八百万円しかない。かくのごとくに徴収の低いところが十五万円以下の工事が累積しておる。それでこの地方財政を大いに考慮してやろうといふことならば、もう少しこれを下げていいのではないか。これを十五万円としたことは、それはどこかで切らなければならぬ、だから小工事を累積すれば、事務上あるいは技術上、数千件あるいは数万件に工事がわたるから、事務的に不可能だから、どこかで切らなければならぬのであつて、地方財政を大いに考慮してやる、つまり貧乏なところを助けてやろうという精神ならば、十五万円をもう少し下の方に引下げることが、ほんとうに貧弱な町村を助けるゆゑになつておるのであります。そういう点につきまして御答弁願ひたい。

○伊藤(大)政府委員 徳島につきましても、実は小工事も相当累積しております。これとともに大工事も相当あるものであります。徳島の補助率というのは二十五年年度におきます分を、計算いたしましたも、相当高額になるのであります。その補助対象といはしますものにおきましては、相当高額の補助を出せることになつておるので

あります。

○伊藤(大)政府委員 十五万円以下の工事ににつきましては、大体各府県の單獨工事としてやられておる問題を、一

応調査いたしました結果、それがお示ししましたように、大体一割程度になつたので、そうしたわけでござい

でございます。それで徳島におきましても大体この比率は一割内外だと存じておるわけでございます。なお今のような小工事の問題について、ある県だけを特別にするということは、一般の法規といたしましても相当困難でございますので、実は法規といたしましては、ここに一律に決定いたしましたようなわけでございます。なお小工事の連続しておる部分についても助けるということとは、われ／＼としては相当この法規を働かして、法規の及ぶ限り助けて参りたい、こう存じておるわけであり

○西村(英)委員 この小工事の額を下げてもらいたいということは、一般の災害県の県民の輿論であります。従いまして将来これはひとつ大いに考慮してもらいたいという希望を付しまして、私はこの点の質問はこれで終ります。

次に法案の第十三條の市町村災害復旧事業費のことでございますが、これは国が災害復旧事業費を負担するその負担金をやる方法について、いろいろ／＼いつておるのではありませんが、この第十三條で現在の負担の方法が間接交付ということになったと解釈していいのですか。あるいは第十三條は間接交付のあれではないのだということになりますか、その辺をお聞きしたいと思います。

○伊藤(大)政府委員 十三條は間接交付のことを規定いたしておるのではございませんで、国が直接に補助金を市町村へ交付するのであります。が、ただ国が交付のいろいろの手續につきまして、国と市町村とを結ぶことによりましては、事務的にもまた實際的に

も、相当困難並びに煩雑になります。従つてその事務的のことにつきまして、府県知事に委任いたしました。府県知事において行われるようにいたしておるのであります。

○西村(英)委員　そうすると、やはり二十六年度も直接交付ということで、しかも直接交付ということとは、どういうことをいうのですか。建設省から與えられたところの負担額というものは、県では絶対にいじれないのだ、こゝういふように解釈してよろしゅうございませうか。

○伊藤(大)副府委員 田村の災害に処しまする査定は、もちろん建設省においていたすのであります。そして出ました災害につきましては、その負担率の算定とかそのほかのこまかい事務を府県知事にやつていただきます、それに基づきましてこちらから府県の方へ補助金を出しまして、これを配っていた

○西村(英)委員 今申しましたのは、その交付金は、本省で決定しました交付金を直接交付ということになると、市町村に来たものは、県ではいろ／＼手を入れることはできぬというふうに考えていいのですか。その点をもつと端的に、そうじゃないのだとか、あるいはそうだとかいうふうに、お答え願いたいと思います。

○伊藤(大)政府委員　もちろんその事務を委任するともにも、府県知事の意見というものはこちらにおいて尊重いたしまして、その府県の意見を相当入れまして、そうしてその上において配分して参るわけであります。

○西村(英)委員　今の第十三條はわか

りました。第十條にこういう言葉を使つてあります。「成功認定を受けなければならぬ」。この成功認定ということはどういうことなんでしょうか。

○伊藤(大)政府委員　言葉は熟さぬかもしれませんが、実は工事が完了いたしましたときに、その工事完了の認定を受け、それを精算いたすことを成功認定というのであります。

○西村(英)委員　竣功認定ではないけな

いのですか。

○伊藤(大)政府委員　同じであります。

（西村）（奥より） それなら、此功認
定ということならば、竣功ということ
は一般に使われている言葉ですが、成
功認定というような妙な漢字を使い出
すのはどうも感心しないのですが、同
じだということになれば私は了解いた
します。

それから昨日、前にさかのぼります

が、瀬戸山委員が質問いたしました
が、第三條に林地の荒廃防止施設と
、それから漁港という、この二つが入つ
てゐる。しかも一方これは、農林水産
業施設災害復旧事業費国庫負担の法律
の中にもこれが入つておるのでありま
す。昨日もちよつと御説明は政府から
あつたのですが、どうしてこれをこの
法律に入れ、それからもう一方の法律
にも区分して入れるというような事情
が起つたのでありませんか。この辺

はわれ／＼もちよつと了解に苦しむところであります。建設当局でおわかりにならなければ、安本の方もおいでになつておりますから、この辺をもう少し簡明に、どうして二つの法律案にわけて入れなければならなかつたかというりくつを、ひとつ明瞭にお答え願ひ

たいと思うのであります。

○今泉政府委員 この問題はきのう、あるいは席をはずしたときだつたかと思ひますが、大藏省の方からも御説明申し上げた次第でございます。この法律で取扱うのは、表題にも明記してあります通り、公共土木施設ということに限定いたしております。従つて大部分の範囲は建設省所管になるわけでございますが、農業関係においても、ここに明記してあります林地荒廃防止施設、それから漁港、それから運輸関係で港湾というのが公共土木施設と

膳のものは、やはり所管が違つても、同じところで規定すべきではないかというところで、公共土木施設はやはり一本にこちらにまとめて規定するということで、従来もその取扱いは、明記してはございませんが、その通り扱つておつたわけでございます。しからば農

林の方の暫定法律にも、やはりこういった漁港、それから砂防関係も出ておりますので、なぜ一本にできないか、こういう御疑問だろうと思いますが、こちらの方はなるべく大きな施設、公共土木施設のうちでも大きな施設を取扱いたいという気持で、法律の点から申し上げれば、この法律で取扱われるのは、地方公共団体以上が施行するものに限つてこちらにする、それから公共団体以外の、つまり組合その他がや

るものについては、農林水産の方の法律で行く、こういう区別にしておるわけでありませう。そういった公共団体じゃない、組合その他で取扱うものまで、あるいはこちらに、公共土木施設は全部一括して取扱うというやり方でもないわけではございません。

れども、従来の取扱いが公共団体でやつてゐる施設と、そうじやないものとは取扱いを異にしておりますし、それから国庫補助の關係等も大分異なつております。補助をしたりしなかつたりするものもございまして、一律に取扱いにくい、そこで公共団体で取扱うものとしからざるものとは、やはり従来通りの取扱いにまかしたらどうか。そこで今申し上げました漁港についても、それから林地荒廃防止施設についても、それから公共団体で取扱わないものは、向うの法律で行く、公共団体以上の施

○西村(英)委員 大体了解いたしました。もう一点附則の第四にあります、昭和二十三年度の災害復旧につきましては、これを補正するようなことになつておるのでありますが、補正をする。

○伊藤(大政府委員　二十五年度、二十四年度)につきましては、補正の問題ははつきりした差が出なかつた、それは二十五年年度及び二十四年度の当初は、物価においてあまりかわらなかつた、ところが二十三年度と二十五年年度は相当物価の点において変動がありまして、その点を考慮して、総額におい

○西村(英)委員　それでは結局物価の暴動によつて、つまりそれだけの修正をする、従つて前回査定せられた額よす。

りは物価の変動だけ多くなる。つまり新たに災害を査定し直すのではないのだ、こう解釈してよろしゅうございませうか、どうですか。

○伊藤(大)政府委員 負担率の算定につきまして、計算の根拠として災害の総額を補正する、災害額を査定し直すのではない、こう思つていただいてけっこうであります。

○西村(英)委員 質問を終わります。

○瀬戸山委員 大臣がなか／＼見えませんから、事務当局に簡単に伺いたいします。

先ほど西村委員から補正の問題がありました。昭和二十三年発生災害については、昭和二十四年及び二十五年発生災害を一〇〇として一四九の指数で計算した額を基礎にする、こういうふうになつておるのです。昭和二十四年度、二十五年年度についてはその後物価の変動はないという予想のもとで、災害復旧費が出ておるわけでありすか。

○伊藤(大)政府委員 物価の変動は朝鮮軍の後にございまして、若干の上昇を来しております。ただ二十五年年度当初を基礎といたしまして、負担率の計算をするためにこの補正をいたしたのであります。二十五年年度の当初におきまする物価と、二十四年度の物価との比較並びに二十三年年度の物価と比較をいたしたものであります。もし全部の比較をいたすとすれば、全部が上つて行く、こういうふうな考えです。その点は考慮いたさなかつたのであります。

○瀬戸山委員 大体われ／＼がいたしております資料によりますと、昭和二十三年は、物価の変動などを見て、

昭和二十四年度四月一日を一〇〇として一四九に計算されておると思つてゐます。それは要するに昭和二十三年の査定額で、いわゆるスライド制の基礎にするというところは適切でないという考え方から来ておると思ふ。そうすれば、二十四年度も二十五年度も大体同じように考えられるのですが、それは物価は横這いしておるからというお考えですか、多少動いておるけれども、やむを得ないというお考えですか。

○伊藤(大)政府委員 この補正の予算は、実はとりあえず二十四年度と二十五年年度と比較してみただけでありまして、全部上つたとすれば、また二十三年年度の一四九というのを上げなければならぬというふうな比較の問題でございす。結局問題は二十四年度と二十五年年度の比較の問題でございす。二十五年年度の朝鮮軍勢動向後までは大した動きはございせん。動いたのは二十五年年度の後半で、大した動きはないので、これを二十四年度のそれと比較するといふことは、いろいろの關係で手続上も相当めんどうだといふことから、二十四年度と二十五年年度と同じように見ておる、こういうことであります。

○瀬戸山委員 もう一つだけ伺います。これは先ほど西村委員からお尋ねになつて、今泉次長からお答えになつたのであります。昨日の委員会でも、ちよつと私はお尋ねをして、まだはつきりしなかつたのでありますけれども、例の農林關係の国庫補助の暫定措置に關する法律の一部改正では、第二條の第二項の第一号を改めて、従来ありました林地荒廢防止施設の下に、「法令により地方公共団体又はその機關の維

持管理に屬するものを除く。こういうふうにして、両方の法律の調整をはかつております。その点はききうの御説明でわかつたのであります。漁港に關しては、やはり両方に漁港が出ておるのでありますけれども、さうな特例が書いてない。その点は一体どちらが――先ほどの御説明では、地方公共団体もしくはその機關がやるものについて、土木災害の方でやるのだという御説明であります。法律の書き方では、いわゆる農林關係の暫定措置に關する法律の一部では、その漁港については、特別に改めてないのであります。すけれども、その關係はどういうわけでしょうか。

○今泉政府委員 漁港については、特別に法律に明記してはございせんが、従来もその通り扱つておりましたし、別に明記しなくても、従来の慣例その他で、國が災害の復旧として取扱う公共土木關係については、もう明白であるといふことで、林地荒廢防止施設と違つて、明示しなかつた次第でございす。現実の取扱ひは、明記したと何らかわりのない、こういうふうにして承願いたします。

○農林部次長 佐々木君、大臣は時間がないのでありますから、ひとつ簡潔に要點だけを願います。佐々木君三君。

○佐々木(更)委員 この法律案の通過を、政府は非常に急いでおるようでございますが、私たちが議案の審議で不満に感ずることは、政府は重要法案について、元來からいいますと、さう急ぐならば事前審議等の方法を講ずべきであるにかかわらず、しかもきのう提出して来た議案について、きょう

これを通過してもらいたいというやうな政府の御意向は、非常に議会の審議権を軽く見るものと思つてございす。が、一体どうしてこういう重要法案に對して、政府はいつもさういふ態度をとつておられるか。この点についてひとつ大臣から御答弁願ひたい。

○増田國務大臣 これはずつと前から建設委員会において、実は私も法案の實質的内容をお示しし、また皆様の御質問なり御意見を拜聴いたしておる次第でございまして、すでにきのうも御審議願ひましたが、實質的の審議は、法案の提出される前にしなれば皆様の方から、法案の内容はこうなつておるのだ、そこでこれ／＼、こゝではいかぬではないかという意味の御意見、御質問がしば／＼展開され、また私からも、政府委員からも御答弁いたしておる次第であります。

○佐々木(更)委員 われ／＼は、従来災害復旧費の全額國庫負担を継続してもらなければならぬという意見を述べて来たのであります。政府に對して、こゝういふやうな建設政策からいいますと、あとさうするやうな改悪案を出してもらいたという意向を述べたことは、毛頭ないのであります。て、われ／＼が従来述べた意見と、政府が今回法律案を提出しましたこととは、何らの関連性がないのであります。大臣はどうか答弁されまして、これは関連性がないのであります。こゝういふことをまず第一に主張しておきたいのであります。

そこで、かつてわれ／＼はさういふ全額國庫負担の法律を継続してもらいたい、こゝういふ意向を述べて来たのであります。政府が、それほど大事な

法案を、一日か二日で審議することを議會に對して要望して来るが、こゝとは、やはりこれは議會の審議権といふものを輕視している証據だと私は思ひます。特にこの法律案は――これは吉田内閣でしば／＼やることであります。が、たとえば予算といふものをつくつておいて、法律だけあとからつくつて、その既成事実に對して法律を當てはめよう、こゝういふやうな一種の非立憲的態度で、とかく法案は出されがちであります。こゝういふことはひとりこの法律のみでございせんが、政府は一體議會の審議権に對して何か考へてゐることがあるのかないのか、こゝういふことについて一応伺ひまして、次の質問に入りたいと思ひます。

○増田國務大臣 佐々木さんの御意見一応ごつともでございす。すなわち予算案とそれから予算を執行すべき法律案といふものは、同時提出すべきであるといふことに対しては、私は同感の意を表します。そこで予算案は御承知の通り全額國庫負担という法案を基礎としたものではございせん。すなわち幾分は地方自治団体において持つてもらう。こゝういふやうな予算案であるならば、法律案の同時提出をすべきでございす。が、しかしさういふ予算案に即応したやうな法律案を提出いたしてございせんといふことを皆様に申し上げ、また増田はよくわからないのだけれども、三つあるのだ。それは三分の二と四分の三と全額であるといふやうに皆さから教へていただいた時代もあるくらいで、すでに實質的な御審査は十分願つておることは、佐々木さんが御出席がある

場合でありまして、またない場合でありまして、とく御了承遊ばしていらつしやると確信いたす次第であります。

○佐々木(更)委員 この法案を通過するならば、政府も議案審議に對して、やはり誠意を披露する必要があるだろうと私は思うのです。私の理解するところでは、たしか今月一ぱいは災害復旧費については、全額国庫負担の法律に基いてやつておはすだと思つたのでございす。それにもかかわらず、政府がそういう法律がまだかえられない前に、こういう三分の二を中心とする予算を組むということ、あらかじめ政府がそういう予算に對してわくを切つておいて、それに議會がはめてくれるような審議をしてくれるであらう、あるいはまたもつと突き進んでそうさせなければならぬ、こういうような考えのもとに予算が組まれて法律案が提出されておはすと思つてあります。つまり議會の審議權に對してある想定をし、もしくはある制約をつけて、こういう法律案を出すということは、やはり非立憲的な態度といわなければならぬ。この点は政府の方でももうちよつとあつさり出たにだきたいと思つておはす。少くとも將來こういうことをされては、審議權の輕視と考えるよりほかにないのではありませんが、大臣はどう考えますか。

○増田國務大臣 法案が予算案より遅れた点は私は明瞭に認めます。ただし、かしなから、そうかと申して、私どもが審議權を輕視したとは思つておりません。というのは、予算は皆さまで本國會においてすでに議決されておはす。國會議員四百六十六名のうちに、建設

委員はりつばな構成員として参加されておはすわけでありす。本會議に對して皆さまで建設委員として、また衆議院議員としても御承諾遊ばしたのですから、私どもは審議權輕視とは考へておりません。

○佐々木(更)委員 それは詭弁だと思ひます。予算がきまりまして、また予算がそういうことを含んでおつても、そのことによつてわれ／＼議會といふものはこの法律案の審議權に對して制限を受ける何らの理由はないので、もし建設大臣の言をもつてすれば、予算案に賛成したのだから、この法律案は予算にあてはまるような法律をつくるのだから、當然賛成しなければならぬといふような議會に對する一種の制約を持つて来る、そういうことを押しつけて来るというやうなあなたの態度が、非立憲的な態度だと私は言つておはす。従つて大臣が何と言おうと、われ／＼は予算案に反對しておはす。あなたが賛成してゐると言われたいのは、あなたの與黨だけなんだ。それに對してわれ／＼にそういう制約を押しつける大臣の態度は、非常に間違ひだと思つておはす。その点あなたはいだと思つておはす。さつきの發言を訂正する意思がないかどうか伺ひたい。

○増田國務大臣 この三分の二の國庫負担という意味合いの予算案を皆様が御審議なすつた、こういう意味なんので、御審議なすつた予算は、國會という名前において可決確定されておはす。だからといつて、増田が予算案が可決確定された以上は、この法案に白票を投じなくてはならぬと言ふならば、法案と予算案をできれば同時提出をい

たしたいと考へておはしましたが、各種のいきさつがございまして、同時提出がでなかつた点は十分に認めておはす。しかし審議權の輕視といふことは、そうならば事重大なものですから、そこまでは私は認めておはす。皆様はこの法案を十分御審議願つて、それ／＼白なり青なりの審議權を十分お使い願へれば幸いであると思つておはす。

○佐々木(更)委員 いつまでそういうことを議論していてもはしてしがあるませんが、今回の建設大臣の態度ははなはだ遺憾であると思はるものであります。次に聞きたいことは、こういうやうな重大な予算を、しかも突如として、昨日の政府側の希望としては、昨日提出して、即日決定をわれ／＼委員會に要請した。あるいはまた本日中午にこれを仕上げなければならぬというやうな、非常にせつ／＼な審議をわれ／＼に對して要請して来ておはすのであります。が、こういうふうなこの法律案の提出が延びたことについては、いろいろ理由があるといふことを聞いておはすのであります。この際大臣は、この法案は政府において早くから考へられておつたにもかかわらず、こういうふうにして正式提出が延びた事情を私どもは明白にしていただきたいと思つておはす。

○増田國務大臣 法案提出が幾分遅れたことは私認めます。そこで法案提出が遅れた理由を具体的に詳細に申し述べるといふ御質問でございしますが、これは關係各省目録等においても種々意見があり、また關係方面の了解を得るといふやうな關係で時間がかかつた

といふふうには御了承願ひたいと思ひます。

○佐々木(更)委員 この法律案提出の遅延した理由に對して、われ／＼社會黨としては、一抹の疑念を持つておはすものでございす。この法律案の提出は、さつき大臣の口からも出ておはすやうに、當然全額國庫負担法は本年度で終るのでありますから、新しい法律案を提出しなければならぬことは、すでに一年前にわかつておつたことであります。そのために大臣もこの法律案の起草にかかつておられたらう。従つて政府としては一次か二次かわかりませんが、そういう草案をつくつてGHQに對して了解を求めておはすといふことは、われ／＼社會黨もつとに聞いておはすところであるが、聞くところによりますると、これを中途において大臣はGHQから取下げられて、そうしてただいま提出したやうな法案がでさうした。こういうやうなことは聞いておはすのであります。が、そういう事實があるのかないのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○増田國務大臣 この法案の審査なり作成に當つて、あるいは關係方面の了解を得るといふことのために時間がかかつたことは今申した通りであります。が、その内容にわたつて申し上げることはどうぞお許しを願ひたいと思ひます。

○佐々木(更)委員 こういうことは公式的記録にとどめたくないから、できるだけ大臣の自発的發言を私は望んでおはすのでありますけれども、大臣がそれを言ひにくいといふのであります。で、私も言ひなければならぬのであります。が、われ／＼の聞くところによ

と、さきにも申し上げましたやうに、政府は一度法律の草案をGHQに提出して取下げた。さきに提出して取下げた法律案の内容がどういふものであるかわれ／＼は不明でございす。が、とかく地方選挙が近づくと従つて政府としてはそれらの対策上これを取下げ、あとで質問するやうな新しい内容にかえて出したといふやうな、政府にとつて、また増田建設大臣にとつてあまり芳ばしからぬ風評があるから、私はその間の事情を大臣にお聞きしておはすのであります。従つてどういふ事情で内容を述べられないかはわかりませんが、審議をする國會に對して、一度GHQに提出したことがあるのかないのか、取下げたといふことが事實か事實でないかといふことに対して御答弁がでないはずはないと思ひます。で、この間の事情をこの際明らかにしていただきたい、かように私は再度建設大臣に對して要請するものであります。

○藥師神委員長 ちよつと速記をとめてください。

○佐々木(更)委員 建設大臣のお答へは世間の風評を少しも解消しないばかりか、ますます／＼／＼疑いを濃くすると思ひます。第一には、これは法律の上である一定額の災害費以上は、標準な災害を受けた場合においては、標準な地方稅收入に應じてスライドさせることを主眼にしてきておはす法律であります。従つてこれは災害に對して各地方財政に均等に政府が取扱つて、その間の不公平をなくするといふところが主眼であつたらうと思つておはす。が、

と、さきにも申し上げましたやうに、政府は一度法律の草案をGHQに提出して取下げた。さきに提出して取下げた法律案の内容がどういふものであるかわれ／＼は不明でございす。が、とかく地方選挙が近づくと従つて政府としてはそれらの対策上これを取下げ、あとで質問するやうな新しい内容にかえて出したといふやうな、政府にとつて、また増田建設大臣にとつてあまり芳ばしからぬ風評があるから、私はその間の事情を大臣にお聞きしておはすのであります。従つてどういふ事情で内容を述べられないかはわかりませんが、審議をする國會に對して、一度GHQに提出したことがあるのかないのか、取下げたといふことが事實か事實でないかといふことに対して御答弁がでないはずはないと思ひます。で、この間の事情をこの際明らかにしていただきたい、かように私は再度建設大臣に對して要請するものであります。

そういたしますならば、單に北海道が開発途上だということだけでは説明がつかないはずであります。北海道といえども、宮城県といえども、あるいは長野県といえども、スライドの一定の率は公平に一般的地方の税収入の標準によつて割出さるべきは必ずものである。北海道だけ既得権を擁護するのは不公平だと思ふ。もし既得権といふならば、少くとも本年度におきますしては、これは全額国庫負担であつて、既得権をたてにすれば当然あなた全額国庫負担を保障しなければならぬはずであります。一方には全額国庫負担という既得権を侵害しておいて、むろんさかのぼつて考えておるのではありませんけれども、北海道だけそういうような既得権侵害の名のもとにおいて不公平な区別をすることは、どう考へてもこの法律の不公平性を現わすものだと思ふのであります。だからといつて、私は北海道のこういう率に反対するものではありません。全額国庫負担が当然だと思ふのでありますから、北海道のかかる制限等には私は了解はなし得ないのでございまして、他の府県と北海道と区別する理由として、こういうような既得権侵害という名前を持つて来る政府のこの法律提出の内容において、つまり最初のGHQの了解を求めて参りました草案を取上げて、こういうふうなものをやつたことに、私はどうも理解できないものがあるのをごいまして、もし大臣がそういう既得権を尊重されるという苦提心がありますならば、これは当然北海道と他の府県を同率にすることが正當であるとは考へておるのでございしますが、大臣は一体どう考へるか、

この点について御答弁願ひたい。

○増田國務大臣 北海道の措置については、私はきわめて公正妥當である。佐々木さんのおつしやる風評のごときは何ら根拠のないものであつて、むしろあべこべに、政府あるいは建設大臣は、地方の状況に照らして公正妥當なる立法的措置をとらんとして法案を出したものである、こういうふうな確信をいたしておることをまずもつて明言いたしておきます。

それからこの際建設委員の皆様、特に北海道では他の三つの島のことを内地内地と言つておりますから、内地御出身の建設委員の皆様は御了解を得なくてはならぬと思ふのでございまして、佐々木さんの御疑念のような御疑念をお持ちの方もおありだと思ひますから、そこであらためて、もう一ぺん申し上げます。既得権といふことを言つてはいけなかつた、佐々木さんがおつしやいまして、私も昭和二十五年の全額国庫負担といふものは、法律の中に、本年度に限ると書いてございまして、明瞭なことではございますが、一応さうに明確にいたしておくと、次第であります。しかして去年まで続いておつた法律、すなわち内地は三分の二、北海道は五分の四といふこの法律は、もしこの法案が立法化されたいと思ひますと、——これはそういうことでは私は困りますから、皆様に懇請申し上げる次第でございますが、もしこの法律ができなかつた仮定いたしますと、自動的に去年まで生き、かつ働いておつた法律が、明会計年度四月一日から生きて来るわけでありまして、そういういたします

と、北海道の五分の四といふ法律は、再び一年間だけ今の暫行法律が生きてゐる間滞在しておつただけですから、また滞在して来るわけでありまして、潜在法律が滞在いたしますと、この四月一日から五分の四になる。内地は三分の二になる。そこで内地の三分の二といふことは、いかにもおもしろくない、地方財政の能力に応じてわれわれはスライド性のあるわけをつくすべきである、こういう考へで、内地三つの島につきましては三分の二、四分の三、及び全額、こういう二つのフレキシブルな柔軟性のわくをつくつたわけでありまして、そこで北海道のことについてまた振りかえるわけでありまして、北海道は固定のわくといひますと、五分の四としまつております。そこでこれはいよいよ既得権と私は言へると思ひます。といふのは、四月一日から自動的にまた前の法律が生きて来るから、その法律にかわる法律が、この法案なんですから、これは明瞭に既得権と言へると思ふ。ただししかしながら、内地が税額の二倍以上の災害が起きた、そこでその当該町村は非常に気の毒であるという場合は、北海道の当該町村も最惠的に均霑させていいてはなないか、つまり二つのわくですから、二つのわくらうは北海道につくつてやつてよろしいといふ、皆様の広い心を持つていらつしやると信じて疑いません。現に佐々木さんは、自分はいえ北海道のために惜しむものではない、い、こつしやつたのですが、そこで従来の過去三箇年間の平均をとつてみましたところが、市町村をすべてとつてみますと、大体一年平均全額国庫負担になつて均霑される額は、四百五十

十萬円でありまして、そこで要するに北海道に対しては、五分の四が切りにしてしまふか、あるいはもう一つのわくである、内地にあるところの第三のわく、すなわち税額の二倍以上のひどい災害を受けた場合は、全額を内地の市町村と同様持つてやるかどうかといふことは、皆様がやりになるということをおきめくだされば、四百五十萬円だけ北海へ支出する、五分の四の固定率の場合に比べて四百五十萬円多くなる、これだけでございまして、私どもは人情の点から見ても常識の点から見ても、北海道のこの二つのわくはきわめて適切妥當である、選挙とかいふことは何ら關係なしに、北海道に対して公正妥當なわくをつくつたもの、この確信を、ぜひとも皆様の積極的御支持をお願いする次第でございまして、

○佐々木(更)委員 私は北海道の五分の四に不服を言うものではないと思ひます。先ほど申しました通り、北海道もやはり全額国庫負担にしてもらわなければ困るところであらうと思ふのであります。従つて私は北海道が五分の四に規定されておるから不公平だといふのではなくして、北海道の五分の四が不足であるにもかかわらず、災害の國家負担について、他の部分を三分の二に引下げた不公平を私は言うのであります。北海道がことに不公平にやらない、北海道をそうするのは當然であるが、それさえも不足なのに、本州あるいは九州、四国の方を三分の二に引下げた不公平を私は言うのでございまして、この点は誤解がないように願ひたいのでありまして、この点私は、どう建設大臣が御答弁なさいますと、北海道に比べて本州、四国九州を

差別待遇されたいといふことは、このスライド制をとる法律案としては絶対に承服ができない。こういうことを前提にして次に移りたいのでございまして、もう一つ私たちは、この法律案の中に現内閣の一種の不統一といふものを見るような気がするものであります。第三條によりまして、幾つかの項目が出ておまして、その中に砂防設備、林地荒廢防止施設、こういうふうなことは——むろん私はこれを建設行政のわく内にしたからといつて反対するものではないと思ひますけれども、この二つの項目をこの法律の中に持つて来るまでには、かなり閣内において、特に農林當局と建設當局との間に、非常な論争があつた、言いかえればなわ張り争ひがあつた、そのことのために、この法律案がこういうふうな提出が延びた。提出が延びた結果としては、国会の審議権無視のような形で、一日あるいは二日これを通過しようといふような、要するに国会の審議権無視の政府の非良心的な態度も、現内閣不統一から来ているものだといふような風評もあり、かつわれわれは、この法案の中からそれを受けとるのでございまして、一体この間の事情がどうなつておりますか、この点大臣が御答弁を願ひたいと思ひます。

○増田國務大臣 佐々木さんの御質問に虚心坦懷に、さつぱらに申しあげます。林地荒廢防止施設とか、あるいは港湾だとか、漁港だとか建設省で現在主管してない各種の公共施設が災害を受けた場合に、この災害の國庫負担法のわくの中に入つて来る。その關係であるいはなわ張りといふようなこととて、この法案を作成するときに、相当

時間がかかったのではないかと御質問でございますが、そういうわけで時間がかかったわけではございません。各省セクションナリズムも、なわ張りもございませぬし、われ／＼の主管する法律の中へ入れて助けてくれという事で、各省いずれも喜んでおります。

○佐々木(更)委員 そこで内閣不統一のことは、内閣にまかせることにいたしました。次にこの法律案につきまして、事務当局の説明によりますと、計画事業量を遂行しようといはしますと、大体において三十億円の補正予算が必要であるというのを聞いておるのでございしますが、いつも政府は、法律では改正することによつて何か恩恵を興えるがごとき感を興えながら、実質的にはこれに伴うところの予算的な措置が伴わないことが往々あるのございしますが、この法律案を通すことによつて生ずる三十億の補正予算に對しましては、政府ははたしてほんとうに補正予算を組んで、所定の計画事業量を減少することがないような保証ができるかどうか、私はこの点について政府の予算的措置に対する保証いかんという点について御質問申し上げます。

○増田國務大臣 三分の二のときと、四分の三のときは一般的にいえば、お説のごとき事業量は減るわけなんです。そこで事業量を減らさないように、何とか予算措置をするかどうか、こういう御質問は佐々木さん以外に皆さんでございませぬかと。ところで、ごもつともな御質問であります。私どもといたしましては、予算の許す限り、でき得る限り補正予算をつくつ

てほしいということを財政当局には閣議においてすでにそのときたに要望をいたしておきます。これから後も要望は続けるつもりでございします。ただししかしながら四分の三のときも、七六％ないし七四％のときでも、物価がかりに上りましても、一般論としては去年の事業量と同あるいはそれ以上であるということはお認めを願いたいと思ひます。

それから建設関係といたしましては、従来三分の二というふうなことで組んで、一応予算説明書にも出ておるやうであります。これは困る、特に建設関係としては、この災害復旧費の割当について再検討してほしいというのを強く関係大臣に申入れをしております。でない、三分の二のときは事業量においてよほど減るのであるから、われ／＼は地方財政のことを、建設省という立場で、地方自治庁のような立場も考慮して、四分の三という結果になる。この三つの柔軟性のあるわくに譲歩した次第であるから、この譲歩した心持というものをよくくんで、もう一ぺん災害復旧費の割当についても、再検討するようにということが一種の條件になつております。

○佐々木(更)委員 この予算的措置に對しては、あいまいでなしに、大臣は明確に御答弁をする必要があろうと思ひます。ただいま大臣のお言葉を聞きますと、これに對するところの補正予算等は、予算上、資金上、できるだけ出せというのを要望しておるやうに聞くのでございしますが、一体可能とは何か。それは何ら明確には保証されておらないやうであります。そ

のときの政府の考え方、財政計画等によりましては、やはりこの法律案も予算上不可能だという理由によつて、いくら法律でスライド制をとりましても、實際上には予算が来ないというところになります。既定計画の事業量を減らさなければならぬということになるのであります。従つて政府が真に、先ほど私が政府並びに建設大臣のために芳ばしくない風評だと言つた。單に選挙を前にしてこういうやうな何か地方財政に恩恵を興えるがごとき、そういう意図で出したというやうな不明朗な風評を消す意味においても、私はもつと政府におきましては、この法律案を出す以上は、三十億の必要なる補正予算は必ず保証する、こういう確信を持つてこの法律案を出さなければ、たとひ法律でどういふことをやりましようとも、やはり世間の風評を裏づけることになると思ひますのであります。私はこの際予算上、資金上可能なやうな無責任な態度はやめて、建設大臣はこの法律案を通さうといふことを国会に對して要請する以上は、この三十億の補正予算に對しては絶対に保証する、こういうことを私は明言する義務があるだらうと思ひますので、再度建設大臣に誠意のある、明確な答弁をお願いいたします。

○増田國務大臣 佐々木さんは三分の二はけしからぬ、四分の三なり、五分の四の方がよいのだ、できれば全額国庫負担の方がよいのだ、こう言つておきながら、四分の三平均になるところの新法案を出すことは、これは選挙のためである、どうもあなたは矛盾したことをおつしやつておるやうに私は感じます。私は四分の三は三分の二よりも絶対的な立場より見てよろしいのである。選挙とかそんなことの關係から離れて、絶対的、客観的立場でよろしいのである。できれば五分の四にしたい、こういう見解に立つて法案を提出したのであつて、すなわち佐々木さんの真の希望に沿うやうな案であると確信いたしております。そこで三分の二のときよりも多少事業量は減るであらう、そこで予算的措置をとれというやうな御希望はごもつともな御質問なんで、私もベストを盡して補正予算なり何なりについて努力はいたします。但し三十億であるか何であるかというやうなことは、まだ正確に計算をいたして見ないとわからないのであります。要するに多少事業量が減るといふことは明瞭にあなたとともに承認を得て、でき得る限り補正予算を組んで、事業量をふやし、災害復旧を完成したすといふ共同の目的に邁進したといふ考へておる次第であります。

○池田(兼)委員 大体三分の二の国庫補助だとか、あるいは全額国庫補助だとか、四分の三の補助だとか、いろいろ法律をかえましても、金が出るのは国家財政上やむを得ざる事態でないので、少しの予算しか組まないのではありませんから、結果においては何の違ひもないやうに私は考へるのであります。政府の出して來ました資料により

ますと、二十二年年度の災害が二十四年度末において三十億残つております。それから二十三年年度の災害が二十四年度末において三百七十三億残つておる。二十四年度の災害が三百四十九億、さらに二十五年年度に起つた災害が四百八十三億、合計一千二百三十五億四といふ災害に對しては、二百九十一億でありました国庫負担額は二百九十一億でありまして、全額国庫負担だと稱しなから二百九十一億、まさにこれは四分の一国庫負担であります。それから二十五年年度末で災害復旧費の未交付額は九百三十四億になつております。二十六年年度の災害がおよそ五百億を下ることではないと思ひますが、そうすると、合計一千四百三十四億四、これに對して本年年度の予算、こういうことになりますと、これはまた五分の一国庫負担法、あるいは八分の一国庫負担法といふことにもなるのではないかと思ひます。これを三分の二を四分の三にして、増田大臣が大いに骨を折つてやつたのだといふことは、まづたゞ文字上のトリックでありまして、實際はそういうものじやない、五分の一国庫負担ないしは十分の一国庫負担、こういう結果に相なるのだと私は考へるのであります。この点いかがでありますか。

○増田國務大臣 私は池田さんのようには考へておりません。要するに国庫からはただ延納である、拂ひ方が遅れておるといふ点は認めます。しかしながら三分の二持つべきものは、あくまで三分の二持つのであります。多少遅れておる、こういうことは明瞭に認めますが、三分の一しか持たぬとか、

○池田(兼)委員 池田君。大体三分の二の国庫補助だとか、あるいは全額国庫補助だとか、四分の三の補助だとか、いろいろ法律をかえましても、金が出るのは国家財政上やむを得ざる事態でないので、少しの予算しか組まないのではありませんから、結果においては何の違ひもないやうに私は考へるのであります。政府の出して來ました資料により

あるいは五分の一の国庫負担であるといふことは全然事実と違ふのであるといふことを、私はこの際明言いたしておきます。

○池田(案)委員 それはもちろん災害復旧の国庫補助をやるうと決定した一つの箇所については、そういうことが言えるかもしれないけれども、全体として起つた災害の総額に対しては、先ほど言つた通りであるといふはあくまでも信じるものであります。ところでこの法律に――二十年度の災害が残つたり、あるいは二十三年度の災害がいつまでも残つていゝというやうなことでなくて、本年度起つた災害は、何年間に政府が責任を持つて補助をして直してやる、こういうやうなことを明記すべきだと思ふ。そういうことが全然書いてない。国家財政上やむを得ざるということ、五年でも十年でも延ばすことができる、こういうばか話はないと思ふのであります。なぜ法律に明記することができなかったか、この点を質問いたします。

○増田(案)委員 池田さんは何か誤解なさつていらつしやる、昭和二十二年のものは残つておりません。本年度の予算でゼロにしてあります。われ／＼といひましては、でき得る限り過年度の災害が長引かないように努力すべきであります。できれば昭和二十三年のものを本年はゼロにしたい、こゝう考へております。そこまでの運びにならないことを遺憾といひます。前年の災害、十年前の災害といふものは絶対に残つておりません。昭和二十三年の災害をゼロにしたいといふ方向に向つて努力をいたしておる次第であります。

第であります。

○池田(案)委員 先ほど二十二年の災害が残つたと言つたのは私の誤りであります。しかし二十三年の災害は、昭和二十六年まで七〇％を完成の見込みだといふから、三〇％は残るのであります。どういふ観点から、こういう災害復旧費の交付額をきめるのであるか、これはあくまでも国家財政上といふ観点からきめるのであるか、そうなりますと、昨日増田建設大臣が言つたように、災害復旧費というのは優先的に予算に組み込むのだといふことが、はなはだ矛盾するのであります。従つてそうでないとするならば、この法律に三年間で必ず災害復旧をやりますと、二年間でやりますとか、一年間でやりますとか、これを明記せざる以上は、あるいは場合によつては、私の言つた通り、五年なり、十年なり延ばすこともできるんだ、こういうことを言つておるのであります。ですから、なぜ法律にそれを明記することができなかったか。

○増田(案)委員 できるだけ早く過年度災害をなくしたいといふことは、池田さんと全然希望をひとしやうするのではありません。私どもの努力目標もそこにあるわけでありまして、法律で三年以内に完成するものとする、その法律に違反すれば処罰されるというやうな、そういう法律は、コンモンセンスから見て、私どもはどうかと思ふのであります。

○瀬戸山委員 ただいま問題になつております公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案については、事前に相当小委員会においても論議されておりますし、昨日からもいろいろ論議し盡されておると思ひますので、この程度において質疑を打ち切り、ただちに討論採決せんことを望みます。

○瀬戸山委員 ただいまの瀬戸山君の本法案に関する質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入るべしとの動議について採決をいたします。

〔賛成者起立〕
○瀬戸山委員 起立多数。よつて本動議のごとく決定いたしました。
これより公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案を議題とし、討論に入ります。通告順により濫利君。
○濫利委員 私は自由党を代表いたします。本法案に賛成の意見を述べざるものであります。
災害の頻発に伴ひまして、公共土木施設の災害復旧に關して国庫の負担法案を確立するといふのが本法案の提出の理由であります。従来は災害土木に關しましては、一律に、あるいは三分の二の補助をする、あるいは全額国庫負担にする等、しばしばその変更を見たのであります。ことに昨年は、シヤウブ勸告に基きまして、全額国庫負担という制度をしかれて、これが二十五年年度を限るといふ試験的の法律であります。その当時においてもわれ／＼は日本の今日の災害の現状から見まして、全額国庫負担といふことはまことにけつこうなものであります。しかしながら限られたる国家予算の上において全額国庫負担をするといふことになれば、その工事量においておのづから制限される、かくてはここに残された多額の災害復旧工事がますます遅延して、これがために再び災害を繰返

し、あるいはそのために産業交通の上において大なる支障を来し、そのために民生の不安を来すといふことは、かえつて国家の再建を阻害するゆゑであるから、一方においては地方公共団体においてもその維持管理について責任を負担し、この公共施設を国とも守り、荒廃を防ぐといふ建前で、一日も早く復旧を完了するために、むしろ地方も負担をなすべきではないかといふことが当時の輿論であつたのであります。しかるに従来のごとく一律の負担とするといふことは、災害の性質にかんがみまして、必ずしもこれは安当でないであります。災害はときによつては局部に一大災害を来すこともあり、あるいは軽微な災害を来すこともあり、あるいはこの地方公共団体の負担力がおのづからそこに差等があるにもかかわらず、これを一律に補助をするといふことは、必ずしも安当でないといふ点からいひまして、その地方の財政力に応じて補助率の限度に幅を持たすべきであるといふことは、これは従来からの輿論であり、今回の法律はその点を明らかにして、すなわち標準税率の半額に達するまでは三分の二、二倍に達するまでは四分の三、それ以上は全額という段階を設けたのであります。これは本立法の一大進歩であり、改善であると思ふのであります。ただ問題となるのは、この段階を設けることが適當であるかどうか、その段階に即してあるいは三分の二あるいは四分の三、一方北海道においては五分の四、こゝういふいろいろの段階を設けてありますから、この点については多少の検討の余地はあるのであります。しかしながら大体

今日の国の財政から見ますと、地方の負担を多くいたしましたとしても、事業量が減ればそれだけ復旧が遅れるといふことになりません。まづもつて本年度の予算、今次の国家財政の現状から見まして、この程度の幅を設け、この程度に段階を設けたといふことは、やむを得ないものと私は信ずるのであります。さらに先刻佐々木委員からいろいろ北海道との対比の問題で議論があつたやうであります。私もこの点については、むしろ内地においても四分の三の次は八割補助くらいが適當じやないかといふ考へも起るのであります。しかしこれも国家財政の現状から見ても、それだけやればやはり工事量が減つて復旧が遅れるといふことから、これはやむを得ぬと思ふのであります。しかして北海道については当分の間とありますから、今日まで八割の補助をもらつておつたものを、たとえば理論の上においてスライド制をしいてこれを是正するといひました。今日ただちに、いわゆる既得権利ではありますまいけれども、既得の利益を奪い去るということは、法律常識上適當でないと思ふのであります。私どもここに当分の間という字句があるがゆゑに、この点については全面的に賛成をするのであります。もちろんこれは時勢の変化に応じて、北海道の財政力の充実するに伴つて、そのとき考慮していいものじやないかと思ふのであります。それらの点から見まして、私どもは本法案については、最も進歩した、現実的に即した適當なる案であるといふことを認めまして、賛成の意を表する次第であります。

○瀬戸山委員 村瀬君。

○村瀬委員 私は国民民主党を代表いたしまして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対をいたすものであります。昨午政府は災害復旧事業費全額国庫負担の法律を提出せられ、その提案理由の説明において、地方財政を充実に安定させるため、災害復旧事業費は全額国庫負担とするの必要なるゆゑを力説せられたのであります。その後においても激甚なる災害の頻発により、地方財政の窮乏は日を追うてはなほだしく、現状のまま放任するときは、地方財政の破綻は目睫の間に迫つております。しかるに政府は地方公共団体の財政力に適應するよう国の負担を定めるといふ目的をもつて、本法律案を提出せられたのであります。地方公共団体の財政力は決して昨年よりもゆたかになつておらないのであります。むしろ地方財政は年を追うて窮乏の度を深めているにもかかわらず、昨年度全額国庫負担であつたものが、本年度から工事費の約四分の一を地方公共団体に負担せしむるということは、政悪のなほだしに驚かざるを得ないのであります。もちろん私は地方公共団体がその標準的な行政事務の遂行を著しく妨げられない程度において、災害復旧費の一部を負担することは至当であると存するのであります。が、二十六年度予算においては、地方財政委員会が最小限千二百九億円の平衡交付金を支出すべきであると要求したにもかかわらず、わずかに千百億円を計上しておるにすぎず、さらに起債のわくにおいても、地方財政委員会の要求額六百十五億円に對しわずかに四百億円を認めているにすぎない状態でありました。昨午政府は地方税法、平衡交付金

制度、災害復旧費全額国庫負担、事務の再配分、起債のわくの確保という五本の柱をもつて地方財政を強化し、自治の基盤を確立すると言明したのであります。が、他の四本の柱を強化することなくして、災害復旧費全額国庫負担という重大なる柱を取除くことは、地方自治を崩壊に導く結果となるのであつて、地方公共団体は、二十六年度予算編成に窮したあまり、あるいは三箇月の暫定予算を組み、あるいは八箇月の骨格予算を編成するなど、前途の見通し暗澹として、各所に責任問題を惹起しておる今日、全額国庫負担をやめて、約四分の一を地方負担にさせ、それが地方公共団体の財政に適應するように改正したのであると放言するに至つては、地方住民を愚弄することこれよりいふはなほだしきはないと存するのであります。さらに本法律案の内容を検討するときは、災害額の大ききにより国庫負担の率を三分の二、四分の三、四分の四の三段階にわかつてゐるのであります。が、その負担率には何らの科学的根拠がない、地方公共団体の財政力に適應させるためには、これを四分の三、五分の四、五分の五とすること

が一層合理的であり、また本法案には国庫負担のスライドの限界を標準税率入の二倍の線に置いておられます。が、これも一倍の線に置くのが一層実情に合致する方法であります。ことに災害にかつた施設を原形に復旧すること、技術上経済上困難または不適当な場合、これにかゝるべき必要な施設をきたるときに、その超過工事については従来三分の二まで国庫において負担しておつたものが、本法案によつては二分の一しか国庫において負担しないと

いう政悪が行われておるのであります。これを要するに、地方行政調査委員會議は災害復旧の完成年度を三年に限定すること、及び予算の計上方法、特別会計の新設等についても勧告をしておりにもかかわらず、政府は時期尚早なりとしてこれを採用しておらないのであります。が、地方財政を崩壊の危機に瀕せしめたるまま、昨年実施した災害復旧費全額国庫負担を廃止すること、これはこそ時期尚早であつて、眞に地方財政が弾力性を失ひ、地方自治の基盤が確立せられるまで災害復旧費は全額国庫負担を継続すべきものと存するのであります。以上の理由をもつて本法案に反対をいたすものであります。

○池田(孝)委員 私は日本共産党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

○佐々木(重)委員 私は日本社会党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

○佐々木(重)委員 私は日本社会党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

きであるという精神に基くことはいふまでもないのであります。従つてこの予期しない天然自然の災害に對して、国家、社会大衆全体がこの救済に任ずべき一種の進歩的な建設行政というものを、今回提出された本法案がこれを逆転せしむることにおいて、いわゆる建設行政の一種の反動的政悪である、こう考えることが本法案に對する反対の第一の理由であります。

第二の理由といたしましては、この法案は著しく政策的性質を持つておるという点であります。この法律提出に至るまでの経過から見まして、今日の地方財政の実情から見まして、どの県の財政におきましても本質的にはその足りないところと思ひますが、余力があつて、こういう災害の復旧費に充てるような財源を持つておる地方財政というものはないのであると思ふのであります。第一次草案として関係当局に提出しました法律案においては、すべての地方庁を同一に取扱つておりながら、中途においてこれを撤回し、しかも北海道に對してのみ特別の増額をすることにおいて他の府県を著しく不公平に取扱つたといふことは、政府はどういう弁解をしようとしたとしても、これは一種の政策的な意味を持つものと私たちは断ぜざるを得ないのであります。いわゆる地方選挙を控えたところの政策的な法律案だ、こう私たちは考える次第であります。

その他の理由につきましては、民主党の村瀬委員の理由と重複いたしますから、私は以上これらの諸点を明らかにいたしまして、本法案に社会党は反対し、あらためて現在の全額国庫負担法の継続法を提出すべきことを要求するものであります。

○池田(孝)委員 私は日本共産党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

○佐々木(重)委員 私は日本社会党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

○佐々木(重)委員 私は日本社会党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

その提案理由の説明において、地方財政を充実に安定させるため、災害復旧事業費は全額国庫負担とするの必要なるゆゑを力説せられたのであります。その後においても激甚なる災害の頻発により、地方財政の窮乏は日を追うてはなほだしく、現状のまま放任するときは、地方財政の破綻は目睫の間に迫つております。しかるに政府は地方公共団体の財政力に適應するよう国の負担を定めるといふ目的をもつて、本法律案を提出せられたのであります。地方公共団体の財政力は決して昨年よりもゆたかになつておらないのであります。むしろ地方財政は年を追うて窮乏の度を深めているにもかかわらず、昨年度全額国庫負担であつたものが、本年度から工事費の約四分の一を地方公共団体に負担せしむるということは、政悪のなほだしに驚かざるを得ないのであります。もちろん私は地方公共団体がその標準的な行政事務の遂行を著しく妨げられない程度において、災害復旧費の一部を負担することは至当であると存するのであります。が、二十六年度予算においては、地方財政委員会が最小限千二百九億円の平衡交付金を支出すべきであると要求したにもかかわらず、わずかに千百億円を計上しておるにすぎず、さらに起債のわくにおいても、地方財政委員会の要求額六百十五億円に對しわずかに四百億円を認めているにすぎない状態でありました。昨午政府は地方税法、平衡交付金

きであるという精神に基くことはいふまでもないのであります。従つてこの予期しない天然自然の災害に對して、国家、社会大衆全体がこの救済に任ずべき一種の進歩的な建設行政というものを、今回提出された本法案がこれを逆転せしむることにおいて、いわゆる建設行政の一種の反動的政悪である、こう考えることが本法案に對する反対の第一の理由であります。

第二の理由といたしましては、この法案は著しく政策的性質を持つておるという点であります。この法律提出に至るまでの経過から見まして、今日の地方財政の実情から見まして、どの県の財政におきましても本質的にはその足りないところと思ひますが、余力があつて、こういう災害の復旧費に充てるような財源を持つておる地方財政というものはないのであると思ふのであります。第一次草案として関係当局に提出しました法律案においては、すべての地方庁を同一に取扱つておりながら、中途においてこれを撤回し、しかも北海道に對してのみ特別の増額をすることにおいて他の府県を著しく不公平に取扱つたといふことは、政府はどういう弁解をしようとしたとしても、これは一種の政策的な意味を持つものと私たちは断ぜざるを得ないのであります。いわゆる地方選挙を控えたところの政策的な法律案だ、こう私たちは考える次第であります。

その他の理由につきましては、民主党の村瀬委員の理由と重複いたしますから、私は以上これらの諸点を明らかにいたしまして、本法案に社会党は反対し、あらためて現在の全額国庫負担法の継続法を提出すべきことを要求するものであります。

○池田(孝)委員 私は日本共産党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

○佐々木(重)委員 私は日本社会党を代表して、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案に反対するものであります。しかし政府はすみやかに本法案を撤回して、現在施行せられておる全額国庫負担法を継続して、その効力を発生せしむる処置をとられんことを要求するものであります。

ども、しかしこういつたようなりくつはあくまでもあとからつけたものでありまして、根本は国の予算編成方針というものが、災害復旧費のごときは二の次、三の次、あるいは四の次、五の次に組んでいて、最も優先的に組むものは軍事的予算、つまり終戦処理費であるとか、あるいは警察予備隊の費用であるとか、こういったような軍事的な予算を最優先的に組んで、そして災害復旧費をあとまわしにしようという、ここにこの災害復旧費を全額国庫負担から四分の三に直さなければならぬ、予算を三分の二しか組んでおらない根本的な原因があるのであります。すなわちこれが自由党とその政府がやっておるところの再軍備、單獨講和の政策の一つの現われであるといわなければならぬのであります。われわれはこういったような災害復旧費を減らして、日本の国土をますます荒廃させるような、そうして地方農民やその他の住民をますます困窮に陥れるような、そういう法律に対しまして、絶対反対するものであります。

○薬師神委員長 寺崎覺君。

○寺崎委員 私、農民協同党を代表いたしました、本案に反対するものであります。

この法案は最も重要な、必要な法案であります。その内容とするところは国庫補助の引下げということになっておりますが、私どもは国土保全の意味から、災害復旧に関する限り全額国庫負担というところに考えを持っておりるのでございます。この意味において反対するものであります。

○薬師神委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本法

案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○薬師神委員長 起立多数。よつて本法案は可決いたしました。なお本法案に関する委員会の報告書については委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○薬師神委員長 御異議なければさよう決定をいたします。

次会は大体明日午後の予定を持つておりますが、いづれ公報をもつてお知らせすることいたします。

これをもつて本日は散会いたします。

午後零時三十九分散会

〔参 照〕

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十四日印刷

昭和二十六年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所